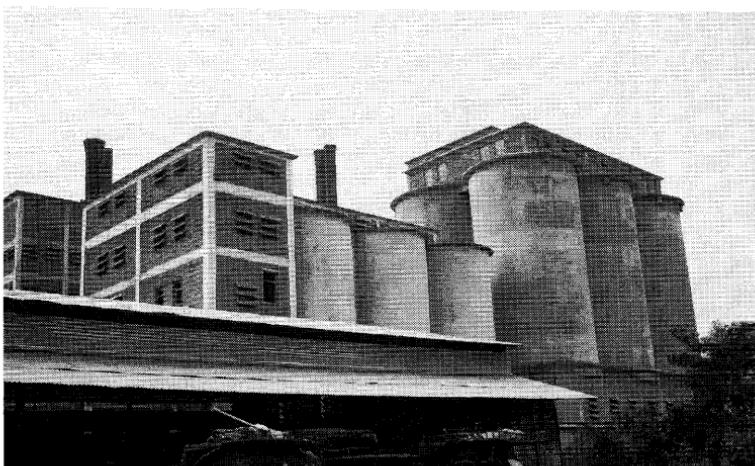


I 大陸総汚染の危機

—中国

行政の規制が及びにくい郷鎮企業—廣州市郊外・石井鎮のワイヤーケーブル工場—（澤田ゆかり撮影）



はじめに

中国の公害は年ごとに悪化している。政府が公害に取り組み始めたのが一九七二年頃からで、すでに一八年を経過しているが、改善より悪化の方向に進んでいる。一九八九年十二月に「中華人民共和国環境保護法」が採択された。一〇年前に、試行法案が作られ、一〇年の実績をふまえて、改訂し、正式の公害基本法にしたものである。改訂案提示に際し、政府の公害問題最高責任者、曲格平は公害のひどさについて次のように、議会に報告している（注1）。

「〈環境保護法試行案〉を実施してから一〇年を経過した。一部の地域で環境汚染と環境破壊はある程度改善され、制御することに成功している。しかし、全国範囲でみると、汚染と環境破壊は依然としてかなり深刻である。第六次五カ年計画期（一九八一～八五年）は毎年基準値を上回った。都市地表水の汚染範囲はすでに八〇%以上に及んでいる。五〇%の都市地下水の水質は飲料水水質基準に合わなくなつた。主要河川の主流はいずれも、ひどく汚染された部分が多い。湖沼の富栄養化に対し未だ有効な対策をたてるにいたつていない。廃棄物による環境汚染はますますひどさを増している。騒音汚染は相変わらずひどい。自然環境で森林の伐採は横行し、野生動物の乱獲と景勝地の破壊行為はしばしば発生している……」

もう一つ、全国水資源調整小組組長、水利電力省大臣の錢正英の報告の一部を紹介しよう（注

2)。全国水資源調整小組とは、日本でいえば、内閣の中の関係閣僚会議に相当する。全国の水資源管理方針を決定する機関とみてよい。

「一九八五年全国の都市の汚水放水量は三〇〇余億トンに達した。そのうち九七%は未処理のまま河川や海、農地に放流されている。たとえば、上海市の大部分の屎尿は黄浦江と海に流されている。これが一九八八年に上海市などで発生した甲型肝炎大流行の主要原因である。我々の予測では、今世紀末には全国の廃水の総放出量は九〇〇億トンに達し、污染防治任務はきわめて重大なものになろう。」

一九七〇年前半、日本には公害列島という言葉が生まれたが、このような最高責任者の言葉をきくと、公害大陸という呼称を作りたくなるほど、汚染と環境破壊が進んでいる。

そこで、中国の公害問題を扱うには次の諸事項の研究調査が必要である。一九七〇年以降の公害汚染・環境破壊の現況、政府のその防止政策、防止改善政策の成果、将来の見通しなどである。防止改善政策の中には、公害関連法の整備情況、技術的な諸基準、法を執行する行政機関とその有効性、民意、防止改善を可能にする経済的投資など多岐にわたる問題が含まれる。本稿では、これらの諸課題の中、政府の公害防止政策史とマクロ統計でみる現況に限定して紹介する。

1 政府の公害政策史

(1) 環境の範囲と上からの政策

公害政策史を鳥瞰した論文に、国家環境保護局長曲格平の一九八八年の論文がある(注3)。それに基づき、作成した年表(付表)から政策史の流れをこの節で追うこととする。

中国で使われている環境保護という言葉はきわめて広い範囲を包摂する。一九七九年に出された「中華人民共和国環境保護法(試行)」(一九八九年十二月には本法が公布される)の第三条で次のように述べている(注4)。

「本法が指すところの環境とは、大気、水、土地、鉱物資源、森林、草原、野生動物、野生植物、水生生物、名所旧跡、名勝風景地、温泉、保養地、自然保護区、生活居住地等である」

一九八九年の本法の第二条で、文言を違えてはいるが、ほぼ同じ内容を指している。われわれが使う公害問題、環境問題、生態系問題のすべてを環境という言葉で表現している。日本では公害問題から始まり、環境問題といわれるようになつたのは七〇年代以後であり、さらに、森林、原野、海浜、地下水を含む生態系問題は八〇年代後半からである。これらの諸範囲がいつきに中國指導者の認識の中に入ってきたという感じがする。

これにはおそらく二つの理由が考えられる。第一は、中国が抱える歴史的な遺産の問題であろう。中国は過去に世界の中で最も絢爛たる文明を築き上げた。このことは裏をかえすと、森林を中心いて生態系の破壊をとことんまで推し進めたということである。中国人民共和国建国時には森林面積率はわずか七・九%で砂漠国と同じであつた。この状態は今の言葉でいえば、生態系の破壊である。過去の負の歴史遺産を、生産力が飛躍的に上がって突きあたりつつある先進工業化から生まれた生態系問題として再認識した結果であろう。

第二は、先進国とりわけ国連の環境問題に関する認識の深化が公害→環境→生態系と進むにつけ、中国の関係者の認識も深まつていったためといえよう。国連の認識はいうまでもなく、歐米と日本の経験を土台にしている。アメリカでカーネンの『Silent Spring』によって、当時の公害現状が一つの概念として確立されていったり、日本が水俣病を契機として生まれた民衆反乱により、一つ一つ認識を深め、人々の認識を一つの概念にまとめていった歴史とはその経過が異なる。いわば先見性をもつ何名かの政治指導者が上からこの問題を考えるという形態である。

この過程の相違が現在の中国の環境問題を大きく特徴づけているようと思われる。たとえば、環境法の整備のやり方をみても、先進国が民衆の政治的抗議の結果一つ一つ作り上げてきた法体系を、政府が外国のものを国内の民衆反乱や抗議とそれほど関係なく、そのまま（または若干修正して）公布するというやり方。その結果は、法体系は整備されるがそれを実施に移す民衆レベルの覚醒が少なく、実効性が乏しいという現状を生み出している。中国のみならず、第三世界の多くの国々が共通にもつ現象ではあるが、中国の政治形態がさらに、このような情況を生み出し

ている。すなわち、政治的な民衆の抗議的活動を許さないことから、政府は統計をとり、法を出せば事はすむという態度で過ごせる。

ここでは民衆の抗議の集約情況と法の施行状態までは言及できる余裕がないので、とりあえず、生態系の範囲を除いて、政府レベルの政策史の流れだけに焦点を合わせて整理する。

(2) 政策史と立法情況

政策史をみるために、主な会議、法律を一九七〇年代末から、一九九〇年前半までについて付表に整理した。生態系にかかる問題はこの表には掲載していない。

●第一期（一九七三年～七九年）公害政策播藍期

中国の政府指導者が先進国の環境問題の深刻さを知ったのは一九七二年六月にストックホルムで開催された国連環境会議であつたようだ。曲格平は次のように述べている（注5）。

「この会議を通して、世界の環境問題が経済社会の発展に重大な影響をもたらしていることを認識した。これを鏡とし、中国の環境問題の深刻さを認識するに至つた。周恩来総理と其の他の党と政府の指導者は代表団の帰国報告を聞いて以後、国内の環境問題はこれ以上放置することはできない、すぐに政府が取り組む仕事として議事日程にのせるよう指導した。国連の人間環境會議は世界の環境保護の里程碑となつたのみならず、我国の環境事業の転換となつた」

I 大陸総汚染の危機—中国

国際的な影響のみならず、国内にもいくつかの事件があつた。大連湾では湾内の浅瀬三三〇万ヘクタールでほとんど貝類がとれなくなつていたし、さらに港湾の堤も腐食破壊が進行していた。各地の湾で同類の情況が発生していた。北京の上水ダムである官庁ダムの魚も異臭をもつようになつっていたという。一九七三年、筆者は初めて中国を訪問したが、その際、日本の公害問題を学者のレベルで初めて告発した宇井純氏と一緒にあつた。北京と上海で中国側に請われて、宇井氏は何回も公害問題を講義した。中国側はその時にかなり熱心に聞いていた。六〇年代から七〇年代に公害汚染は各地で進行したと思われる。

このあと一九七三年、第一回全国環境会議が開催された。そこで、「環境の保全と改善について」という決議がなされた。筆者はこの決議を未だにみていない。公表されなかつたと思われる。全一〇条で構成され、基本方針は「全面規画、工業の合理的立地、総合利用、害を抑え、大衆に依拠し、人々が皆取り組み、環境を保護し、人民に幸福をもたらそう」という中国語三二文字政策が採択された。そして、各地の汚染物質放出のひどい企業や事業単位に防止施策をとるよう指示された。

統いて政府の中に、環境問題を担当する「國務院環境保全小組」が設立され、環境行政母体の整備と人材育成に着手した。環境行政機関の整備としてはまず、各省級政府の中に担当部門を設立していくこと、環境問題研究機関を設立すること、汚染情況の観測機構の設立などが取り組まれた。これに伴つて、七〇年代はいくつかの河川、湖沼、沿海の調査が行われた。

都市では瀋陽、北京、廣州など工業が比較的多いところで、工場の石炭燃焼方式の改善に着手

した。中国は當時農村の自給用燃料を除くと、石炭が柴木やワラを含むエネルギー消費のほぼ七五%を占めていた。現在は若干その比率を落としているが、六五%はやはり石炭に依存している。ボイラーはほとんど、一九五〇、六〇年代のもの、ひどいものは一九三〇、四〇年代のものを用いていた。このボイラー改善が主な仕事であつた。

当時の煤塵降下量は多くの都市で毎月一平方キロメートル当たり、一〇〇～四〇〇トンが観測されている。ひどいところは一〇〇〇トンに達したという。主な、地下水の汚染は四十四都市に及び、汚染度が深刻な都市は九つを数えたという。

第一期の公害対策搖藍期には、各種の基準作りが行われた。現在までに判明している排出基準は、付表に掲載した。排出量の最もひどい工場については一九七三年に、農地灌漑用水基準と漁業水質基準は一九七九年に作成された。

一九七九年には、公害関係の最初の準拠法にあたる中華人民共和国環境保全法が試行案として制定された。この法律の最も重要な点は、以下の四点にあるように思われる。第一は新規設備投資（拡築を含む）にはすべて“三同時の”原則を入れ込んないこと。“三同時”とは設計、施工、操業時に必ず公害予防措置を入れることである（第六条）。それまでに操業している工場などには手をつけられなかつたが、新規のものについては厳しい規定がなされた。

第二は、民衆の抗議権を第八条で認めた。

第三は、著しい環境破壊を行つたり、人に傷病を起こしたり、死亡させるような汚染物質を排出したり、農林牧漁業に深刻な損害を与えた企業、事業体或いは個人は、行政責任、経済責任を

法により追及されたとした点である（第三二条）。

第四は、市・県の段階に必ず環境保全行政機関を設立することを求めた点（第二七条）。中国の県は日本の小さな県くらいの単位である。この段階まで担当行政機関が整備される準拠法を策定したといえよう。日本は公害の直接行政機関は末端の市町村にまで存在するが、これからみると、問題にならないほど遅れてはいるが、一九七九年で県・市段階まで行政担当機関作りができる段階に到達したといえよう。

他に同試行法は、生態系に関する規定、大気、水質、廃棄物、騒音すべてにわたる規定を行っている。すでに記したように、一つ一つ克服していくという形式ではなく、われわれの社会が一九七〇年代に問題として取り上げた騒音のような問題にも言及するという満艦飾の法である。

●第二期（一九八〇～八九年）——法整備と公害の科学的掌握期

一九八九年までを第二期とする理由は、各個別法令が制定され、一〇年の公害防止施策の経験の上に、環境保全の基本法が制定されたことである。

行政機関としては、国務院の通常行政でない役所—国務院環境保全指導小組を改組し、機構が整備されたのが、この期間である。一九八二年に、都市農村建設環境保全部（中国語では城鄉建設環境保護部）が設立され、前の小組の弁公室（事務機関）がここに移管された。

さらに一九八四年、国務院に、国務院環境保全委員会が設立された。これは前者の上部機関であると同時に、省庁間をこえて命令ができる機関である。国務院で日本の省庁に相当するものは

表1 公害処理業務報告表

項 目	計 算 單 位	前 年 排 出 量	本 年 度 計 画					
			總 基 準 排 出 超 過 量	處 理 量		排 出 量		總 量
				處理量	減 少 排 出 量			
1	2	3	4	5	6	7	8	9
全国・全省・全市(累)計								
1. 産業部門別								
2. 主要企業名								
3. 主要製品別 (製品単位当たり排出量)								

(出所) 童宛書・黃裕侃『環境経済問題』人民大学出版社 1983年 107ページ。

部と局である。各省庁は同等な権力をもつが故に、たとえば冶金工業部（鉄鋼省）に対し、都市農村建設環境保全部は命令を出せない。日本でいえば、通産省が建設省に命令を下せないのである。

そこで、各省より上部の機関として委員会が作られている。計画委員会、科学技術委員会、教育委員会の類である。

また、環境問題を扱うものだけとして、国家環境保全局が一九八四、八五年頃に作られた。これはおそらく、先の都市農村建設環境保全部の機能を分離して、国務院直属したものと思われる。日本の

府に相当する。国家物価総局、国家物資総局（資本財を担当する官庁）、国家統計局に類した機能である。

國務院環境保全委員会が総方針を決定し、國家環境保全局が実行する機関であろう。

個別法体系の方では、建設プロジェクトにおける“三同時”原則を導入することに關係する諸法律、一九八二年の海洋汚染防止法、八四年の水質汚染防止法、八七年の大気汚染防止法、八八年の水法、八九年の騒音防止条例と、一応出揃つた。

興味深いのは海洋汚染と水質に関する法律が多く出されている点である。南方は船による運搬が盛んで河川から沿岸にかけて水質汚濁が最も深刻なためだからであろう。

科学的に汚染情況を把握する面では、一九八〇年の第一回全国環境管理・経済及び法律学學術交流大会で、環境統計報告制を各企業、地方政府に義務づけたことを嚆矢とする。中国のほとんどの経済統計は、業務報告としての報告制で、政府に集約される。一九八一年から各企業にこの報告を義務づけた。一例をあげると、表1のようなものである。市ないしは県単位で集計し、上にあげる。廃棄物について、排出量、処理量、制御量について統計がとられる。資金の合理的利用指標としては、石炭、燃料油、水の三つの使用量が当初はとられていた。材料、原料は入っていなかつた。別に、処理に使つた資金総額、汚染賠償金なども統計がとられる。

問題は一九八三年の文献にみるかぎり、県・市段階までの国営企業に限定されており、町村企業は入っていない。中国の国営企業は県・市営企業以上である。町村企業は一六〇万前後もあり、そこから出る廃水、廃棄物、廃ガスの量がおびただしい。当然この部門でも公害関係の統計報告

が行われるようになつたと思われるが現在のところ確認していない。

以上のような手続きで集計された統計が最初に公表されたのが、一九八六年である。「一九八五年度環境統計公報」として公表された。以後今日まで毎年公表されている。われわれが利用できるマクロの公害関係統計は、したがつて一九八五年以降である。

公表項目は次のとおりである(注6)。

- ①廃水——排出総量、工業の廃液、工業廃液処理量、工業廃液で基準達成量、工業廃液で処理ずみ基準達成量
- ②廃ガス——排出総量、燃料燃焼過程中の排出量、その中で除塵したもの、生産過程中の排出量、その中で処理ずみのもの、SO₂、煤塵排出量、工業の粉塵排出量、工業の粉塵回収量
- ③廃棄物——工業の固体廃棄物量、同排出量、曆年同累積量、それが放置されている農地面積、同処理量、処理しておいた量、総合利用された量、『三廃』の総合利用生産額、『三廃』の総合利用利潤額
- ④汚染処理費——資金源、資金利用対象(『三廃』のうちいずれに対してもか)
- ⑤排出物資処理対策費徴収額、罰金、汚染賠償費

工業が中心であることが一目瞭然である。農林水産畜産公害、建設業、生活、交通運輸、飲食業、商業などが入っていない。したがつて、統計的にもきわめて不備であることは止むを得ない。都市化が急速に進みすでに三億人近くが都市住民となつた。また、電化も進んでいる。生活用廃水や廃棄物も生活の向上に伴つて急増していると思われる。これらの統計が収集されるようにな

つたか否かは未確認である。推計はされている。

一九九〇年六月、国家環境保護局は「一九八九年中國環境情況広報」を公表した(注7)。これは日本の環境白書に相当するものであろう。その概要が『人民日報』に掲載された。本文は公表されたか否か確認していないが、公表された概要からすると、次の内容が本文には盛られているようだ。

煤塵降量、その構成、河川の水質情況、廃水とその含有重金属類、化学物質、石油汚水など、海水汚染と富栄養化情況、都市の騒音、森林生態系、草原の現状、自然保護区、環境改善投資、公害関係科學技術研究などである。

2 公害防止環境保全計画

公害、環境保全問題が国の事業になつた以上、計画による事業遂行が必然的になる。計画は政策思想を数量化したものであるから、立案当時の政策思想を計画の実現度と対比してあとになつて検討することは、環境に対する認識の度合いを知るうえで重要である。どのような環境保全計画が作られたかをみよう。

(1) 第六次五カ年計画（一九八一～八五年）

これ以前には計画らしきものは見当たらない。ただ一つ、一九七四年國務院環境保全指導小組が組織された際、「五年で制御、十年で解決」という公害防止目標をたてたという（注8）。しかし、「結果は無であった。公害を防止しなければとはやる気持ちは理解できるが、環境汚染の複雑さと克服の困難性を低く見すぎていた」。

おそらく、年度ごとに、汚染物排出のひどい工場や企業に改善を要求していくという方法で過ごしていたと思われる。

第六次五カ年計画（以下、六五計画と略）は一九八一年から始まるが、公表されたのは八二年十二月である。当時は文化大革命を否とする方向への政治決着をつけると、経済改革の是非の政治闘争の頃で、八一年に五カ年計画を作成、公表することができなかつた。

環境問題は、六五計画の第三五章に特出して記されている。内容は次のとおりである。

- ①北京、杭州、蘇州、桂林など重点觀光名所の環境情況を改善する。
- ②新規プロジェクトは必ず、『三同時』原則を実行すること。
- ③既存工場については、グループに分け順を追つて『三廢』処理能力と資源総合利用の水準を高める。
- ④主管部門は企業の整頓にとり組む際、技術改造と汚染抑止とを結合した総体計画を作成すること。

⑤環境観測所を全国に設立し、本観測所と六四の重点観測所を近代設備で整備させる。六五期間に中國環境科学院をつくる。一部の地方にも地方の科学研究所を設立する。

⑥公害・環境法を立法化する。

いきなり①に、観光地が出てくるのは当時を反映している。外貨獲得のための観光客誘致であろう。⑥は八五年までではないが、八九年までにはば出そろつたことは前節でみたとおりである。

(2) 第七次五カ年計画（一九八六～九〇〇年）

環境保護の七五計画は一九八七年五月に公表された（注9）。全体一五章で三五〇〇字からなる膨大なものである。

まず、六五期努力にもかかわらず、事態は悪化しているという認識から始まる。次のように述べている。

「六五期の環境保護事業は喜ぶべき成果をあげはしたが、全国の環境汚染と生態系の破壊はかなり深刻である。総じていえば、環境汚染と生態系の破壊を有効に抑えていない。北方の一部では水不足だし、一部の大きな河川の都市近接部や支流の川岸の汚染はひどい。多くの地域では飲料水の水質が国の二級基準に達していない。大気の煤塵汚染も好転をみていない。全国の都市の大気中の降塵と微粒物質は一〇〇%政府規制基準を超えている。南方の一部では酸性雨が日々ひどさを増している。固形廃棄物の利用率と処理率は低く、大量に放置され、風雨で流され大気と水を汚している。とくに有毒物質の人体への影響は看過できない」。

このような認識に基づき、一九九〇年までの計画の基本を次のようにおいた。

① 基本任務——工業汚染をこれ以上悪化させない。生態系の悪化速度を減少させる。重点都市と観光地の環境を改善させる。つまり改善させるのは僅かで、基本的に悪化させないという考え方である。

② 工業汚染防止——工業汚染物の排出量のうち、国家排出基準以上の部分を五〇%～七〇%に、廃液と廃ガスの排出量を八五年水準に抑える。廃水処理を三三%、廃水回収率を四〇%へ、石炭火力発電所の除塵率を九〇%以上、ボイラーレンジの除塵率を八〇%以上に、有毒重金属と放射性汚染廃棄物の排出量を五一～一〇%減少させる。工業の廃棄物質の総合利用率を三三%に引き上げる。

③ 大気汚染——煤塵抑制・石炭火力発電所は八五年の八九〇万トン煤塵を九〇年には四五〇万トンへ、工業用ボイラーは八五年の七九四万トン煤塵を九〇年に二六〇万トンへ、工業用石炭炉煤塵は八五年の二三四万トンを九〇年には一九〇万トンへ。工業用粉塵制御・セメントと鉄鋼業で八五年の六二八万トンを、九〇年には二八六万トンへ。SO₂・八五年の一七〇万トンを九〇年にはその水準に維持。

④ 水質汚染——工業の廃液放出量八五年の二五七億トンを九〇年には三〇〇億トン（年平均三%増）に抑える。工業廃液処理率を八五年の二二%から九〇年には三五%へ。

⑤ 工業の固体廃棄物——八五年に四・八六億トンであった。九〇年には七億トンに抑える。固体廃棄物の総合利用率を八五年の二五%を九〇年には三三%へ。

I 大陸総汚染の危機—中国

⑥町村企業による汚染抑止——八五年は全国の廃液、廃ガス、廃棄物のうち、町村企業が放出するものは各々全体の一〇%、一二・五%、一五%であった。七五期中には汚染企業を閉鎖させる。また、投資にあたっては、国営企業に適用している〈建設項目環境保護管理弁法〉を遵守させる。

⑦七大河川汚染——七大河川には全国の污水の七二%が流れ込む。八五年には二五七億立方メートルであったが、九〇年には三三八億立方メートルに達しよう。目標は七大河川の水質の継続的悪化の速度をへらすこと。

⑧沿海海洋汚染——沿海海洋に流出している陸源汚水量は八三年で、生活污水一五億トン、工業廃水四四・五億トン、石油類二・二万トン、海源汚染物六・九万トンであった。九〇年には各々二五億トン、九七億トン、五・七万トン、一〇・六万トンと予測される。七五期には一類海域、二類海域の現在比較的悪化の少ないところはその状態を維持させる。三類海域は悪化の速度を減らす。なお、この区分については明確な説明がない。

⑨人材——九〇年に汚染観測技術者を六・五・七万人にする。

⑩投資——六五期の一七〇億元に対し、九四%増の三三〇億元とする。国民所得の〇・八一%をめざす。

⑪都市環境については一覧表があるので掲載する(表2参照)。前述の①～⑧を地域別都市にわけて目標数字を作成したものと理解できる。

表2 都市の公害防止指標

主要指標	都市類別	直轄市	特大都市	觀光都市	沿海 新興都市	主要 工業都市	中西部一般 重点都市
工場廃液排出量(t／万元)	100～150	北方<150 南方<320	200～300	100～250	北方<150 南方<320	250～350	
工業用水回収利用率(%)	65～75	40～60	40～80	水不足都市 60～80 其他都市40	南方 40 北方>60	30～80	
工業廃液処理率(%)	50～60	40～60	40～70	>30	南方>30 北方>60	>10	
都市汚水処理率(%)	30～70	10～40	25～70	>10	20～60	>10	
重金属				総量で1985年比5～10%削減			
化学的酸素要求量				1985年水準の維持			
大気中の浮遊粒子状物質(mg/m ³)	上海<250 天津<500 北京<500	広州<300 南京<500 其他<500	200～300	南方<250 北方<500	500～800	南方<300 北方<500	
都市生活用ガス化率(%)	80～100	50～80	40～60	20～40	60～80	>40	
北方都市暖房化率(%)	30～35	50～55		0.5	20～40	>10	
工場残余ガス処理率(%)	>65	>50	>60	>40	>40	>20	
ボイラー除塵基準達成率(%)	>85	>75	>85	>80	>70	>60	
都市生活用型石炭の普及率(%)	>95	>95	>95	>95	>50	>50	
都市屎尿無害化処理率(%)	20～30	10～30	30～50	30～50	>5	>10	
危険廃棄物処理率(%)	30～40	30～20	30～40	30～20	30～40	10～20	
工業残滓総合利用率(%)	45～75	40～70	40～70	>50	>30	>30	
交通騒音主要幹線基準到達率(%)	北京 100 天津 100 上海 90	90	100	85	80	70	
環境騒音基準達成率(%)	70	65	70	70	50	55	
都市緑化率(%)	15～35	15～35	20～40	20～40	15～35	20～30	
都市1人当たり緑地面積(m ²)	上海 1 其他 3～6	広州 1 其他 3～6	蘇州 1 其他 3～6	3～6	3～6	3～6	

(注) 直轄市は北京、天津、上海の三市。特大都市は人口200万人以上の都市と思われる。

(3) 二〇〇〇年までの環境

保全計画

国家科学技術委員会は一九八六年『中国科学技術政策指南』を出版した。この書は副題が科学技術白書第一号となつてゐるが、内容は二〇〇〇年までの科学技術发展計画である。全部で六部門に分かれ、二六章に及ぶ。第二部門である第二編は「政策と立法」で、この中の第一章が技術政策、第二節が環境保全技術政策重点である。

第一二節の一は地域開発の環境保全、二、工業交通企業の汚染対策、三、都市の環境保全、四、農業環境と自然環境の保全、五、環境保全諸設備水準の向上の五部門がとりあげられている。公表されているものは要点であり、目標統計数字はのつていてない。また、公害防止、環境保全技術に主眼がおかれていることも、科学技術白書という本の性格から当然である。

一九九一年三月～四月の全国人民代表大会では、一九九一～九五年の第八次五年計画と二〇〇〇年までの長期計画の骨子が公表されるはずである。この中で、環境保全関係の五年ないし一〇〇年計画の要旨が公表されよう。

3 第七次五年計画と一九八九年の現状との比較

七五計画は一九九〇年で終了した。先述した七五環境保全計画とその結果について若干検討し

表3 1990年目標と1989年実績比較

	75期90年目標A	1989年の実績B	評価
工業廃水総量(億t)	300	252	改善
工業廃水基準到達率(%)	50~55	47	ほぼ達成
工業排水処理率(%)	33	30	ほぼ達成
煤塵排出量(万t)	710	1398	大幅悪化
SO ₂ (万t)	1170	1565	大幅悪化
工業固体廃棄物(億t)	7	5.7	大改善
工場固体廃棄物総合利用率(%)	33	28.2	ほぼ達成
工業固体廃棄物処理率(%)	40	9.5	大幅未達成
(三廃)総合利用生産額(億元)	50	58.1	大改善
同、利潤額(億元)	10	19.1	大改善
5カ年間の要資金額 (億元)	330	86~89の5年間 150.7	投資未達成
同上内訳 廃水関係	125	同上 66.7	
廃ガス関係	130	同上 53	
廃物関係	30	同上 15.3	

(注) ①国営部門に限定されていると考えられる。

②評価は本稿筆者。

(出所) A; 『新華月報』1987年5月号 64~78ページ。

B; 『中国統計年鑑』1990年版 593ページ。

ておこう。一九九〇年の公害の現状は九一年の九月頃公表される。公表されている八九年の情況で計画目標を比較することにする。

表3から計画に対し、廃水と固体廃棄物については、おむね目標を達成しているが、大気汚染は大幅に未達成であることがわかる。これは、表の最終行の公害防止資金計画と実績のところをみると、廃ガス処理の投資実現率が最も悪いことと関係するかもしれない。

七五期は大気汚染関係を除けば、かなりよくやったといふ評価が下ろう。たしかに、

たとえば工業廃水は一九八五年の総排量二五七億トンに比し、八九年は二五一億トンと横バイに抑えることに成功している。工業固形廃棄物も同様である。中には、著しく下がったものもある。たとえば工場の粉塵は、八五年、一三〇五万トンであったのが、八九年には八四〇万トンとなつた。

これは国営の大企業で従来排出を意のままにしていたところが規制を強化したためと思われる。これから上昇するのが、農村部の町村企業と家庭生活用廃棄物であろう。これらに関しては、回収処理は途方もなくコスト高となる。発生源が無限に分散するからである。小量排出、発生源無限拡散は大中工業企業の排出がもたらす環境汚染よりはるかに被害を広範囲に及ぼすし、処理しにくい。この情況には一九八〇年代の後半にすでに入っている。その情況がいつごろ、大中工場の排出抑制と処理向上の度合いを凌駕するかを見極めることが、からの中国の公害研究では最も重要なだと考える。

〔注〕

- (1) 曲格平「受國務院委託就環境保護法改正草案的説明」(『新華月報』一九八九年一〇号 二五ページ)
- (2) 錢正英「中国水利決策的展望」(『新華月報』一九九〇年三号 四九ページ)
- (3) この節は曲格平の「中国環境保護事業發展歷程提要」(『新華月報』一九八八年六号 五七—六四ページ)に負うところが多い。
- (4) 「中華人民共和国環境保護法(試行)」(『新華月報』一九七九年九月号 一二七ページ)

(9) (8) (7) (6) (5)

曲格平 前掲 一九八八年六月号 五九ページ。
『中国統計年鑑』一九九〇年版 六九三ページ。
『人民日報』一九九〇年六月三日
『新華月報』一九八七年五月号 六四一七四ページ。

(小島
麗逸)

I 大陸総汚染の危機—中国

付表 中国の公害政策史

年 月	重要会議・機構・決議	年 月	法律・条例・その他
1972. 6	ストックホルム国連環境会議に参加		
1973. 8	第1回全国環境保護会議 <環境保護改善に関する決定> (新 88.10 p.70)	1973	計画委員会他 <工場の“三廃”排出試行基準>
		1973	國務院 <総合利用を奨励する政策> (経法規 p.1664)
		1973	北京西郊外環境評価研究 (新 88.10 p.60)
1974. 5	國務院環境保護指導小組の成立 “5年で制御、10年で解決”的方針を出す。(新 88.6 p.59)	1974	蘇運河汚染・白洋淀汚染の調査 (新 88.6 p.60)
1974	メキシコ国際環境会議へ参加	1976	湖北鴨児湖汚染調査 (新 88.6 p.60)
		1977. 4	計画委員会等 <“三廃”を防止する総合利用についての規定> (経法規 p.1663)
		1977	渤海・黃海汚染調査 (新 88.6 p.66)
1978. 2	憲法第11条に環境保全規定がある。	1978. 10	中国最初の環境経済論文 “環境経済学研究を急速に発展させよ” (環境問 p.18)
1978	計画委員会等167の深刻な汚染企業に対し、277項目の防止措置命令、85年までに改善のこと(新 87.5 p.68)		
1978. 6	第2回全国環境保全展覧会 (新 88.6 p.60)		

1978.	12	國務院環境保護指導小組〈環境保護工作准報要點〉 (新 88. 6 p.60)			
1979		中国環境科学学会成立	1979.	2	中華人民共和国森林法（試行） (人 2.27)
			1979.	3	國務院〈水產資源繁殖保護條例〉(人 3.13)
			1979.	9	中華人民共和国環境保護法（試行）(人 9.17)
			1979.	12	〈農田灌溉水質基準〉 〈漁業水質基準〉 (新 79.12 p.74)
1980		第1回全国環境管理・経済及び法学術交流大会 (環経問 p.22) 國務院環境保全指導小組及び國家統計局が環境統計報告表の作成 1981年より業務報告 (環経問 p.22)	1980.	11	計画委員会等〈新規設備投資・技術改善時に“3同時”を厳格に実行する通達〉("3同時"とは公害防止設備も同時に入れ込むこと) (経法規 p.1696)
1981.	2	國務院〈国民経済調整期における環境保全強化に関する決議〉 (経法規 p.1997)	1981.	5	計画委員会等〈新規設備投資項目の環境保全管理弁法〉 (経法規 p.1700)
1981.	6	全国環境経済学学術交流会 (環境問 p.18)	1981.	10	経済委員会等〈節水管理を強化する通達〉(人 10.5)
1981.	8	國務院北京天津用水緊急會議 北方15都市用水会議 (新 81.12 p.142)			
1982.	6	都市農村建設環境保全部の設立 (従来の國務院環境保全指導小組の解消) (新 88. 6 p.61)	1982.	2	國務院〈汚染物質排出費徵收暫行弁法〉(経法規 p.1703)
1982.	6	全国都市農村環境保全会議 (人 6.19 p.23)	1982.	8	中華人民共和国海洋環境保護法 (新 82.8 p.23)

I 大陸総汚染の危機—中国

1982. 7	環境保全部責任者、農村工業汚染防止指示（人 7.15）		
1982. 8	全国工業系統汚染防止経験交流会議、工業立地・技術改造による防止措置・“三廃”処理・環境管理の5項目の普及決定（新 82.8 p.119）		
1982. 11	第六次5ヵ年計画（81～85）の第35条に環境保護計画を入れる。5ヵ年計画項目に入れたのは初めて。（新 83.1）		
1983. 4	BHC・DDTの生産禁止（新 88.6 p.61）	1983. 2	國務院〈技術改造と結びつけた工業汚染防止に関する規定〉（経法規 p.1711）
		1983. 12	中華人民共和国海洋石油探査・開発保全条例（新 88.1 p.75）
1984. 5	國務院環境保全委員会の成立、李鵬主任、國務院内省・委員会30余参加、3ヵ月に1回づつの会議（新 88.6 p.62）	1984. 1	都市計画条例（経法規 p.1676）
1984. 5	國務院〈環境保全に関する決定〉（経法規 p.1723）	1984. 5	中華人民共和国水質汚染防止法（新 84.5 p.63）
1985. 10	全国都市環境問題会議（新 85.11 p.76）曲格平「町村工業の環境汚染は克服できる」（人 10.11）	1985. 3	國務院〈都市節水を大々的に行う通達〉（経法規 p.1681）
1986. 2	國務院環境保全委員会〈1986年の環境保全政策実施要綱〉（新 86.2 p.92）	1986. 3	國務院〈降塵・有毒物資防止に関する決定〉（新 84.7 p.70）
		1985. 9	國務院〈町村企業・街道企業の環境管理規定〉（経法規 p.1733）
		1985. 9	中華人民共和国海洋投棄管理条例（経法規 p.1734）
		1986. 3	經濟委員会等〈資源総合利用を展開する若干問題に関する暫行規定〉（経法規 p.1683）
			國家環境保護局〈对外經濟開放地区環境管理暫行規定〉（新 86.3 p.73）

1986. 5	国務院〈環境保全技術政策要点〉(新 88.6 p.63)	1986. 3	国家環境保全委員会等〈建設プロジェクトの環境管理弁法〉(新 86.4 p.123)
1986. 9	全国水資源協調小組〈水資源と用水節約宣言提綱〉(新 86.9 p.90)	1986. 11	国家環境保全委員会〈水污染防治技術政策に関する規定〉(新 86.11 p.69)
1986. 9	国家環境保全局 1985年度環境統計公報の発表(以後毎年公表)(新 86.10 p.73)		
1986. 12	国務院環境保全委員会〈中国自然要綱〉の作成(新 88.6 p.63)		
1987. 4	国務院環境保全委員会 1987年の環境保全政策の策定(新 87.4 p.103)	1987. 3	計画委員会等〈建設プロジェクト環境保全設計規定〉(新 87.3 p.69)
1987. 5	計画委員会等〈国民経済社会発展第七次5ヵ年計画期の国家環境保全計画(1986~90)〉の公表(新 87.5 p.64)	1987. 6	国務院環境保全委員会〈都市煙塵抑制区管理弁法〉〈生活用石炭燃料類を開発する暫定弁法〉(新 88.6 p.63)
1987. 7	全国大気汚染防止会議(新 87.5 p.60)	1987. 6	都市農村建設環境保全部〈都市環境総合対策を強化する事に関する報告〉(新 87.6 p.62)
		1987. 9	中華人民共和国大気汚染防止法(新 87.10 p.17)
		1987. 10	国務院環境保全委員会汚染物資排出費の使用について、これまでの補助金扱いから、融資扱いに切り替えることを決定(新 88.6 p.63)
1988. 3	国務院環境保全委員会 1989年の環境対策の方針を決定	1988. 1	中華人民共和国水法(新 88.1 p.1)
1988. 5	国家環境保全局 国務院直属機構に昇格(新 89.5 p.64)	1988. 5	〈船舶解体による汚染環境管理条例〉(新 88.6 p.65)

I 大陸総汚染の危機—中国

1988. 6	曲格平「中国環境保全事業の発展史提要」(これまでの公害防歴史のまとめ) (新 86.6 p.57)	1988. 7	<汚染源処理専用基金の有償使用管理暫行办法> (新 88.8 p.49)
1988. 10	全国都市環境保全会議 (新 86.10 p.78)	1988. 10	國務院環境保全委員会 <都市環境総合対策の定量考課に関する決定> (32重点都市降塵汚染防止に関する決定) (新 88.10 p.78)
		1988. 12	建設部 <都市節水管理規定> (新 89.1 p.54)
1989. 5	第3回全国環境保全会議 (新 89.5 p.60)	1989. 8	中華人民共和国水質汚染防止法 実施綱則 (新 89.8 p.75)
1989	〈フロンガスに関するウィーン 条約〉〈危険棄棄物に関するバ ーゼル条約〉加盟 (新 90.9 p.63)	1989. 9	中華人民共和国騒音防止条例 (新 89.11 p.61)
		1989. 12	中華人民共和国環境保護法 (79 年の試行法から本法となる) (新 89.12 p.16)
1990. 6	中国初の〈中国環境状況公報〉 (日本の公害白書に相当) の公 表 (新 90.6 p.63)	1990. 5	中華人民共和国陸地公害によ る海洋汚染管理条例
1990. 9	国家環境保全委員会の下に環境 保全関係産業調整組を設ける (新 90.11 p.49)		中華人民共和国海岸工事による 海洋環境管理条例 (新 90.7 p.56)

(注)①出典については、略称を用いた。『人民日報』→人、『新華月報』→新、『1977~86重要経済法規資料選編』(国家計画委員会法条弁公室編、中国統計出版社、1987年)→経法規、『環境経済問題』(童宛書・黄裕侃、中国人大学出版社、1983年)→環経問。

②出典のページ数は当初のページのみを記す。

③事項は最初に登場するもののみを採録。たとえば、1982年憲法16条にも公害防止、環境保護があるが、78年憲法に初登場するので82年は割愛した。

